

第百六十二回国
参議院文教科学委員会會議録第十一号

平成十七年七月五日(火曜日)

午前十時開会

委員の異動

五月十七日

辞任

河合 常則君

五月十八日

辞任

尾辻 秀久君

下田 敦子君

五月十九日

辞任

柳田 稔君

六月九日

辞任

河合 常則君

六月十日

辞任

西田 吉宏君

六月十三日

辞任

下田 敦子君

六月十四日

辞任

柳田 稔君

高野 博師君

浮島とも子君

出席者は左のとおり。

委員長

理事

亀井 郁夫君

有村 治子君

北岡 秀二君

佐藤 泰介君

鈴木 寛君

委員

荻原 健司君

河合 常則君

小泉 顕雄君

後藤 博子君

山本 順三君

小林 元君

下田 敦子君

那谷屋正義君

西岡 武夫君

広中和歌子君

浮島とも子君

山下 栄一君

小林美恵子君

中山 成彬君

塩谷 立君

山口 俊史君

副大臣

文部科学大臣

文部科学副大臣

事務局側

常任委員会専門員

山口 俊史君

本日の会議に付した案件

○学校教育法の一部を改正する法律案(内閣提出、衆議院送付)

○委員長(亀井郁夫君) ただいまから文教科学委員会を開会いたします。

学校教育法の一部を改正する法律案を議題といたします。

政府から趣旨説明を聴取いたします。中山文部科学大臣。

○国務大臣(中山成彬君) おはようございます。お世話になります。

このたび、政府から提出いたしました学校教育法の一部を改正する法律案について、その提案理由及び内容の概要を御説明申し上げます。

学位についての国際的な動向等を踏まえ、短期大学卒業生に対する学位制度を創設するとともに、大学等における教育研究の活性化等を図るため、助教授及び助手の職に關して教員組織の整備を行う等の必要があります。この法律案は、このような観点から高等教育制度の改善を図るものであります。

次に、この法律案の内容の概要について御説明申し上げます。

第一に、短期大学は、短期大学を卒業した者に對し、短期大学士の学位を授与するものとするものとあります。

第二に、大学に置かなければならない職として、助教授に代えて准教授を設けるとともに、助教授及び助手は、教育研究上の組織編制として適切と認められる場合には置かないことができることとしてあります。また、准教授及び助教の職務内容をそれぞれ定めるとともに、これに伴い教授及び助手の職務内容に關する規定を整備するものとあります。

第三に、高等専門学校について、大学と同様に教員組織の整備を行うものであります。

このほか、所要の規定の整備を行うこととしたしております。

以上が、この法律案の提案理由及びその内容の概要であります。

何とぞ、十分御審議の上、速やかに御賛成くださいますようお願いいたします。

以上でございます。よろしくお願いいたします。

○委員長(亀井郁夫君) ありがとうございます。

以上で趣旨説明の聴取は終わりました。

本案に対する質疑は後日に譲ることとし、本日はこれにて散会いたします。

午前十時二分散会

六月九日本委員会に左の案件が付託された。

一、すべての子供に行き届いた教育を進めることとに關する請願(第一六一二号)

第一六一二号 平成十七年六月一日受理

すべての子供に行き届いた教育を進めることとに關する請願

請願者 新潟県上越市春日山町二ノ一〇ノ

一三 山口孝男 外四千五百八十

七名

紹介議員 黒岩 宇洋君

この請願の趣旨は、第三号と同じである。

六月十四日本委員会に左の案件が付託された。

一、学費値上げ反対、大学予算増額に關する請願(第一九六三三)

第一九六三三 平成十七年六月八日受理

学費値上げ反対、大学予算増額に關する請願

請願者 名古屋守山区茶臼前一九〇二七

太田るみこ 外八十四名

紹介議員 小林美恵子君

この請願の趣旨は、第二七三三号と同じである。

教育費減税を始め、教育費の父母負担を軽減す

六、障害児学級・学校をなくすのではなく、必要な障害児学級・学校を増設すること。障害児学校の担任を減らすのではなく、通常学級に在籍する障害児等の教育条件を整備すること。

第三五二号 平成十七年六月二十三日受理
臨床心理職の国家資格創設に関する請願
請願者 山形県米沢市相生町六ノ三六 野
口敏信 外千六十名

紹介議員 渡辺 孝男君
この請願の趣旨は、第三三五号と同じである。

七月四日本委員会に左の案件が付託された。
一、学校教育法の一部を改正する法律案

学校教育法の一部を改正する法律案
学校教育法の一部を改正する法律案

学校教育法(昭和二十二年法律第二十六号)の一部を次のように改正する。

第四条第二項第一号中「又は」を「若しくは」に改め、「研究科」の下に「又は第六十九条の二第二項の大学の学科」を加え、同項第二号を削り、同項第三号を同項第二号とし、同項第四号中「前三号」を「前二号」に改め、同号を同項第三号とし、同条第五項中「並びに同項第二号の学科の分野の変更」を削る。

第五十八条第一項中「助教」を「准教授、助教」に改め、同項に次のただし書を加える。

ただし、教育研究上の組織編制として適切と認められる場合には、准教授、助教又は助手を置かないことができる。

第五十八条第六項中「教授は」の下に、「専攻分野について、教育上、研究上又は実務上の特に優れた知識、能力及び実績を有する者であつて」を加え、同条第七項及び第八項を次のように改める。

准教授は、専攻分野について、教育上、研究上又は実務上の優れた知識、能力及び実績を有する者であつて、学生を教授し、その研究を指導し、又は研究に従事する。

する者であつて、学生を教授し、その研究を指導し、又は研究に従事する。

助手は、その所属する組織における教育研究の円滑な実施に必要な業務に従事する。

第五十八条第九項中「助教」を「准教授」に改め、同条第七項の次に次の一項を加える。

助教は、専攻分野について、教育上、研究上又は実務上の知識及び能力を有する者であつて、学生を教授し、その研究を指導し、又は研究に従事する。

第五十九条第二項中「助教」を「准教授」に改める。

第六十八条の二第二項中「第五十二条の大学に限る」を「第六十九条の二第二項の大学(以下この条において「短期大学」という。)を除く」に改め、同条第二項の次に次の一項を加える。

短期大学は、文部科学大臣の定めるところにより、短期大学を卒業した者に対し短期大学士の学位を授与するものとする。

第六十八条の三「助教」を「准教授」に改める。

第六十九条の二第七項を削る。

第七十条の七第一項中「助教」を「准教授、助教」に改め、同項に次のただし書を加える。

ただし、教育上の組織編制として適切と認められる場合には、准教授、助教又は助手を置かないことができる。

第七十条の七第四項及び第五項を次のように改める。

教授は、専攻分野について、教育上又は実務上の特に優れた知識、能力及び実績を有する者であつて、学生を教授する。

助手は、その所属する組織における教育の円滑な実施に必要な業務に従事する。

第七十条の七第六項中「助教」を「准教授」に改め、同条第四項の次に次の二項を加える。

准教授は、専攻分野について、教育上又は実務上の優れた知識、能力及び実績を有する者であつて、学生を教授する。

助教は、専攻分野について、教育上又は実務上の知識及び能力を有する者であつて、学生を教授する。

附則
(施行期日)
第一条 この法律は、平成十九年四月一日から施行する。ただし、第四条、第六十八条の二及び第六十九条の二の改正規定並びに附則第三条、第六条、第七條(税理士法(昭和二十六年法律第二百三十七号)第八条第一項第一号中第六十八条の二第三項第二号)を第六十八条の二第四項第二号に改める改正規定に限る。、第九條及び第十條の規定は、平成十七年十月一日から施行する。

(助教教授の在職に関する経過措置)
第二条 この法律の規定による改正後の次に掲げる法律の規定の適用については、この法律の施行前における助教教授としての在職は、准教授としての在職とみなす。

一 学校教育法第六十八条の三
二 裁判所法(昭和二十二年法律第五十九号)第四十一条、第四十二条(判事補の職権の特例等)に関する法律(昭和二十三年法律第四百十六号)第一条第二項において準用する場合を含む。及び第四十四条
三 検察庁法(昭和二十二年法律第六十一号)第十八条
四 公認会計士法(昭和二十三年法律第三号)第九條及び第十條
五 屋外広告物法(昭和二十四年法律第八十九号)別表
六 弁護士法(昭和二十四年法律第二百五号)第五條
七 精神保健及び精神障害者福祉に関する法律(昭和二十五年法律第二百三十三号)別表精神医学の項
八 税理士法第八條
九 放射性同位元素等による放射線障害の防止に関する法律(昭和三十三年法律第六十七号)第四十一条の二十六

十 不動産の鑑定評価に関する法律(昭和三十三年法律第五十二号)第十條
十一 建築物における衛生的環境の確保に関する法律(昭和四十五年法律第二十号)第七條の四
十二 警備業法(昭和四十七年法律第十七号)別表の一の項
十三 介護保険法(平成九年法律第二百二十三号)別表
十四 住宅の品質確保の促進等に関する法律(平成十一年法律第八十一号)第四十七條及び第六十四條
十五 産業技術力強化法(平成十二年法律第四十四号)第十六條
十六 マンションの管理の適正化の推進に関する法律(平成十二年法律第四百十九号)別表第一

(短期大学の学位に関する経過措置)
第三条 この法律による改正前の学校教育法第六十九条の二第七項の規定による準学士の称号は、この法律による改正後の学校教育法第六十八条の二第三項の規定による短期大学士の学位とみなす。

(裁判所法等の一部改正)
第四条 次に掲げる法律の規定中「助教」を「准教授」に改める。

一 裁判所法第四十一条第一項第六号及び第四項、第四十二条第一項第六号及び第四項並びに第四十四条第一項第五号
二 検察庁法第十八条第一項第三号
三 公認会計士法第九條第一項第一号及び第二号並びに第十條第一項第四号
四 屋外広告物法別表
五 死体解剖保存法(昭和二十四年法律第二百四号)第二条第一項第二号
六 弁護士法第五條第一号
七 精神保健及び精神障害者福祉に関する法律別表精神医学の項
八 放射性同位元素等による放射線障害の防止に関する法律第四十一条の二十六第二号イ

三

第六部 文教科科学委員会会議録第十一号 平成十七年七月五日【参議院】

三

三

三

三

三

三

三

三

三

九 不動産の鑑定評価に関する法律第十条第二項第一号から第三号まで 十 建築物における衛生的環境の確保に関する法律第七条の四第一項第二号イ 十一 警備業法別表の一の項 十二 介護保険法別表 十三 住宅の品質確保の促進等に関する法律第四十七条第一号イ及び第六十四条第一号 十四 マンションの管理の適正化の推進に関する法律別表第一 十五 法科大学院への裁判官及び検察官その他の一般職の国家公務員の派遣に関する法律（平成十五年法律第四十号）第一条及び第三条第一項 十六 裁判員の参加する刑事裁判に関する法律（平成十六年法律第六十三号）第十五条第一項第十五号 （教育公務員特例法等の一部改正） 第五条 次に掲げる法律の規定中「助教教授」を「准教授、助教」に改める。 一 教育公務員特例法（昭和二十四年法律第一号）第二条第二項 二 公立の大学等における外国人教員の任用等に関する特別措置法（昭和五十七年法律第八十九号）第二条第一項 三 産業技術力強化法第十六条第一項第一号 四 地方独立行政法人法（平成十五年法律第一百八十八号）第七十三条 （教育職員免許法の一部改正） 第六条 教育職員免許法（昭和二十四年法律第四十七号）の一部を次のように改正する。 第五条第五項第一号中「準学士」を「短期大学士の学位又は準学士」に改める。 附則第九項の表、別表第一、別表第二及び別表第二の二中「学校教育法第六十九条の二第七項に定める準学士の称号」を「短期大学士の学位」に改める。 （税理士法の一部改正） 第七条 税理士法の一部を次のように改正する。	第八条第一項第一号中「第六十八条の二第三項第二号」を「第六十八条の二第四項第二号」に、「助教教授」を「准教授」に改め、同項第二号中「助教教授」を「准教授」に改める。 （大学の教員等の任期に関する法律の一部改正） 第八条 大学の教員等の任期に関する法律（平成九年法律第八十二号）の一部を次のように改正する。 第二条第二号中「助教教授」を「准教授、助教」に改める。 第四条第一項第二号を次のように改める。 二 助教の職に就けるとき。 （税理士法の一部を改正する法律の一部改正） 第九条 税理士法の一部を改正する法律（平成十三年法律第三十八号）の一部を次のように改正する。 附則第四項中「同条第三項第二号」を「同条第四項第二号」に改める。 （独立行政法人大学評価・学位授与機構法の一部改正） 第十条 独立行政法人大学評価・学位授与機構法（平成十五年法律第一百四十四号）の一部を次のように改正する。 第三条及び第十六条第一項第二号中「第六十八条の二第三項」を「第六十八条の二第四項」に改める。	
---	--	--